

容器包装プラスチック収集 (週1回)

大阪市ホームページ
ごみの収集曜日一覧



対象品目

※容器包装プラスチックには マークが表示されています。

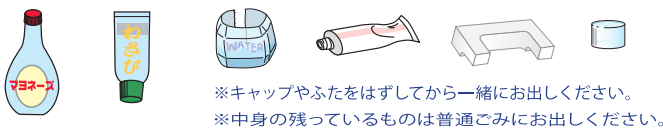
ボトル・カップ・パック類



袋・ラップ・トレイ (皿型容器) 類



プラスチック製のチューブ類・その他



対象外のものは普通ごみへ

- 商品の付属品
 - 飲料パックのストロー
 - 弁当のスプーン
 - 洗濯石鹸の計量スプーンなど
- 商品そのもの
 - おもちゃ
 - ビデオテープ・CD・DVDとケース
 - ボールペン・定規などの文具
 - 歯ブラシ ●洗面器・バケツ
 - 使い捨てライター・禁煙パイプ・水きり用袋などの使い捨て商品

出し方と注意

- 1 中身を使い切ってからお出してください。
- 2 汚れは洗ってからお出してください。
- 3 発泡トレイは、できるだけスーパー等の店頭回収にお出してください。
- 4 容器包装プラスチック以外のものは混ぜないでください。
- 5 中身の見えるごみ袋にまとめて入れてお出してください。

※対象外の品目や汚れがひどいものが混ざっている場合は啓発シールを貼り、残置します。

古紙・衣類収集 (週1回)

大阪市ホームページ
ごみの収集曜日一覧



対象品目

- ①から⑥の対象品目ごとに6分別してお出ください。雨の日でも収集します。
- ほかのごみ収集と収集日が重なっている場合は、場所を少し離してお出ください。

①新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、**ひもで束ねて**お出ください。

又は、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出ください。

②段ボール

粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがし、**必ず折りたたんで**10枚程度までを**ひもで束ねて**お出ください。

※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。

③紙パック

水洗いして、切り開き、乾燥させてから、**ひもで束ねる**か、中身の見えるごみ袋に入れてお出ください。

マークのあるもの

④雑誌

- 漫画本 ●単行本 ●カタログ
- 教科書 ●パンフレットなど

片手で持ち上げられる程度の量までを**ひもで束ねて**お出ください。

⑤その他の紙

「新聞・折込チラシ」「段ボール」「紙パック」「雑誌」以外の紙は「その他の紙」でお出ください。

ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出ください。

⑥衣類

- ジャケット ●シャツ ●ズボン
- セーター ●スカート ●着物など

洗濯し、乾かしてから、中身の見えるごみ袋に入れてお出ください。

雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかり閉じてお出ください。

●シュレッダーした紙 (別の袋に入れてお出ください)

●紙袋

●包装紙

●はがき、封筒 (窓付封筒のセロハン部分は切り取って普通ごみへ)

●値札

●コピー用紙

●ポスター

●メモ用紙

●ラップの芯

●トイレットペーパーの芯

●テープの芯

●6月

●カレンダー・紙製ファイル (金具やプラスチック製の留め具は取り外して普通ごみにお出ください。)

対象外のもの

- 対象外のものは普通ごみにお出ください。
- 汚れたものは、品目に関わらず対象外となりますので普通ごみにお出ください。

②段ボール で対象外のもの

- アルミコーティングされたもの
- ワックス加工されたもの

③紙パック で対象外のもの

- 内側がアルミコーティングされたもの

④雑誌 で対象外のもの

- 紙以外の部分
 - 雑誌の付録 (DVDなど)
 - ビニール製や布製の表紙 など

⑥衣類 で対象外のもの

- 作業服 ●ダウンジャケット
- 革製衣類 ●綿(わた)入りのもの
- ビニール製のもの
- 衣類以外のもの (タオル・シーツ・カーテンなど)

⑤その他の紙 で対象外のもの

これらの紙は、紙としてリサイクルできないので、「普通ごみ」としてお出ください

- 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- 紙おむつ
- ティッシュペーパー等の衛生紙
- 防水加工された紙 (紙コップ、カップめん、アイスクリームやヨーグルトの容器など)
- 感熱紙 (ファックス用紙、レシートなど)
- 銀紙
- 捺染紙 (アイロンプリント紙など)
- 感熱発泡紙 (点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙)

このマークの中には紙としてリサイクルできないものも含まれますので、マークがついても次のものは対象外です。

- においのついた紙 (洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など)
- 圧着はがき
- 写真、写真プリント用紙
- カーボン紙、ノンカーボン紙 (宅配便の複写伝票など)